

呉市教育委員会会議録
(平成28年3月22日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成28年3月22日定例会

- 1 開催日時 平成28年3月22日(火) 15:00開会
16:27閉会
- 2 開催場所 呉市役所8階(851会議室)
- 3 出席委員 教育長 工田 隆
教育長職務代理者 森尾 敬介
委員 水野 良行
委員 船尾 慎
委員 香川 治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本 有伸
教育副部長 上田 勝治
教育副部長 細川 司
教育部参事補 上垣内 信治
教育総務課長 清水 和彦
学校施設課長 大世渡 隆臣
学校教育課長 多幾山 晃年
学校安全課長 小川 聡
呉高等学校事務長 荒木 重雄
教育総務課課長補佐 追原 重臣
文化振興課主査 小川 儀広
中央図書館長 田中 宏典
- 5 傍聴者 4名

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第12号 選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について
- (4) 教議第13号 呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- (5) 教議第14号 呉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 教議第15号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (7) 報告第8号 平成27年度教育費予算の繰越について
- (8) 報告第9号 デリバリー方式による中学校給食の実施状況について
- (9) 報告第10号 呉市野外活動センター（つつじが丘キャンプ場）の宿泊利用の休止について
- (10) 報告第11号 寄附受納について
- (11) 教議第16号 呉市文化財保護委員会委員の委嘱について
- (12) 呉市教育委員会教育長職務代理者の指名について
- (13) 教議第17号 臨時代理の承認について（教職員人事）
- (14) 教議第18号 職員人事について

(15:00)

教 育 長 これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ござ
いませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、森尾委員・水野委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」をお願いします。

追原課長補佐 (平成28年3月16日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第1以降の人事に係る案件については秘密
会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。
議題に入ります前に、教育総務課から報告があります。

清 水 課 長 3月18日に閉会いたしました3月呉市議会におきまして、平成28年4月1日以
降の教育長として、中村教育長が市長の任命を受け、議会の承認を得られました
ことを御報告させていただきます。任期は工田教育長の残任期間の平成30年3月
31日までとなります。

また、併せて3月26日で任期が満了となります。森尾委員の再任につきまして
も、議会の同意が得られましたことを御報告させていただきます。

教議第12号 選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する 規程の一部を改正する告示の制定について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第12号「選挙運動のためにする個人演説会等開催
のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定につい
て」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

清 水 課 長 教議第12号「選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の
程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について」御説明いたします。

公職選挙法施行令第119条におきまして、個人演説会等の施設の管理者は、個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備をしなければならない。また市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、設備の程度その他施設の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならないと定められております。これにより、選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程を定めておりますが、この度、落走小学校を吉浦小学校に、昭和東小学校を昭和中央小学校に統合し、三津口小学校と内海小学校を統合して安浦小学校を設置するに当たりまして、所要の規定を整備するものでございます。

議案資料で説明させていただきますので、資料の2ページをお願いします。
3新旧対照表を御覧下さい。変更箇所には下線を引いております。落走小学校、

昭和東小学校，三津口小学校の欄を削除し，3ページの内海小学校の欄を安浦小学校に変更するものです。なお，施行期日は，平成28年4月1日でございます。

教 育 長 はい。ただ今の説明に対して，何か御質疑，御意見はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 それでは，御発言なしということで，本件については原案どおり可決してよろしいですか。
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで，よって本件は原案どおり可決されました。

教議第13号 呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 次に，日程第4の教議第13号「呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局からの説明をお願いします。

清 水 課 長 教議第13号「呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をいたします。

決裁権限につきましては，規程の第7条におきまして，部長，副部長，課長，主査と，それぞれ職階ごとに専決事項が定められております。

平成26年の教育委員会事務局組織規則の改正によりまして，学校給食共同調理場を学校施設課の課内室組織に変更し，学校給食共同調理場長を職制上，課長職から課長補佐職に変更いたしておりますが，実際には学校給食共同調理場長が課長職である主幹であったために，資料の11ページの表の右下，別表の備考の2について，課長職の権限を課長補佐職以下の施設長にも与えるための，「施・○」に学校給食共同調理場長を追加いたしておりませんでした。

しかしながら，実際に課長補佐職の場長となった場合，場長に専決の決裁権が規定上ないこととなりますので，今回「施・○」に学校給食共同調理場長を追加する改正をさせていただくものであります。

また，それだけでは専決できない現場の事務が残りますので，議案資料の表の主査の欄に，例えば11ページの右の表の一番下側を御覧いただきたいと思っております。こちらに下線を引いておりまして「施・○」というのがあろうかと思っておりますけれども，そういった形で主査の欄に「施・○」を追加することにより，共同調理場運営委員会の開催，嘱託やパート調理員の雇用内申，課長補佐職以下の職員の宿泊を伴う出張等の命令をすることを可能とするものでございます。

まとめて申しますと，課長職の専決権限の一部を，現場で必要な範囲内において，現場の課長補佐職の学校給食共同調理場長にも，課長同様の専決ができるように改正するものです。

説明は以上でございます。

教 育 長 はい。ただ今の説明に対して，何か御質疑，御意見はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで，それでは，本件については原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決されました。

教議第14号 呉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第5の教議第14号「呉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

清 水 課 長 教議第14号「呉市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」説明させていただきます。

議案資料に基づいて説明させていただきますので、資料の14ページを御覧ください。

1の改正の趣旨でございますが、これも統合に伴うものでございまして、落走小学校を吉浦小学校に、昭和東小学校を昭和中央小学校に統合し、三津口小学校及び内海小学校を統合して安浦小学校を設置することに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日としております。

具体的な改正箇所につきましては、4の新旧対象表に示しておりますとおり、呉市立学校印、呉市立学校長印の個数を現行の65から62に変更するものでございます。

教 育 長 ただ今の説明に対して、御質疑、御意見はありますか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本件は原案どおり可決されました。

教議第15号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第6の教議第15号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

多 幾 山 課 長 教議第15号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料18ページを御覧ください。議案資料をもとに御説明いたします。

始めに、1改正の趣旨を御覧ください。この度の改正につきましては、広島県における職員の給与に関する条例等の一部改正により、行政職及び医療職の職制の見直しが行われることを受け、所要の規定の整備を行うものです。

具体的に申しますと、行政職では、事務専門員及び総括事務主任が廃止され、新たに事務主幹を設置、医療職では、主任栄養専門員及び栄養専門員が廃止され新たに栄養主幹が設置されます。

2改正の内容を御覧ください。次の3点の改正を行います。

1点目は、学校教育法施行規則の規定に基づき、字句の整理を行うことです。

2点目は、主任栄養専門員及び栄養専門員を栄養主幹に改めることです。

3点目は、事務専門員及び総括事務主任を事務主幹に改めるとともに、各職の職務内容等を改めることです。

続いて、3を御覧ください。施行期日につきましては、平成28年4月1日としております。

最後に、4新旧対照表を御覧ください。先ほど御説明いたしました改正点について、表の左側に現行の規則を、右側には改正案を示しておりますので御確認ください。

以上でございます。

教 育 長 ただ今の説明に対して、御質疑、御意見はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決されました。

報告第8号 平成27年度教育費予算の繰越について

教 育 長 次に、日程第7の報告第8号「平成27年度教育費予算の繰越について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

清 水 課 長 報告第8号「平成27年度教育費予算の繰越について」を御説明いたします。資料の21ページをお願いします。

この内容につきましては、2月定例教育委員会において御承認いただいたところですが、3月市議会におきまして平成27年度補正予算について議決されましたので、その内容について、御報告するものでございます。

網掛けをしている補正内示額の列が、今回の議決額でございます。

まず、小学校改修費でございますが、前回の説明では、4,252万5千円の繰越要求をしておりましたが、4,300万円となっております。

次に、中学校改修費でございますが、前回8,286万5千円の繰越要求をしておりましたが、8,300万円となっております。

いずれも端数処理等による誤差によるものでございます。

教 育 長 ただ今の説明に対して、御質疑、御意見はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 それでは、御発言なしということで、本件についてはこの程度とします。

報告第9号 デリバリー方式による中学校給食の実施状況について

教 育 長 次に、日程第8の報告第9号「デリバリー方式による中学校給食の実施状況について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

大世渡課長 報告第9号「デリバリー方式による中学校給食の実施状況について」を説明いたします。

資料の23ページを御覧ください。

こちらは、3月4日に開催された文教企業委員会において行政報告を行ったものであります。

まず、1の現状でございますが、市内の給食未実施校16校において、平成27年9月からデリバリー方式による中学校給食を開始したところでございます。

下段の表をお願いします。平成28年1月分の喫食状況でございますが、左から順に1年生が49.4パーセント、2年生が43.6パーセント、3年生が41.2パーセント、全体では44.6パーセントでございます。

続いて、2の成果と課題等でございますが、(1)の成果といたしましては、中学校給食の実施により、給食の実施・未実施に係る不均衡の解消、保護者の弁当作りの負担軽減による子育て支援と栄養バランスに配慮した献立による健康の保持・増進に寄与したものと考えております。

また、呉市が進めております減塩につきましても、学校給食摂取基準に定める食塩相当量3グラムに対しまして、6か月平均で2.9グラムとしているものでございます。

(2)の課題でございますが、平成25年度に実施したアンケートでは、給食を望む保護者が約80パーセントとなっておりますが、給食開始後の喫食率がその半数程度にとどまっていることでございます。

(3)の考えられる要因といたしまして、給食開始前の保護者及び生徒への周知が不足していたこと、献立に嫌いなものがある場合には給食の申込みを敬遠する傾向があるものと考えております。

3の今後の対応でございますが、小学校6年生の保護者懇談会や中学校の入学説明会、呉市PTA連合会の会合などでの説明や試食会の開催等により、学校給食への理解と周知を図ってまいります。

また、平成28年度に入りまして、保護者、生徒、教職員に定期的にアンケートを実施し、より良い給食の在り方について検討してまいります。

最後に、4のその他でございますが、デリバリー方式による中学校給食では、前納制を採用していることから、給食費の滞納は発生しておりません。

続きまして、24ページ、参考資料を御覧ください。

平成28年度4月分の喫食見込みでございます。表の左側は平成28年1月分の状況でございます。下段右側の平均喫食率は、44.6パーセントでございますが、枠外の米印をお願いします。中学校2・3年生は現状で推移するものと仮定し、新中学校1年生の申込状況を反映したものが、右側の表でございます。

それでは、右側の表下段を御覧ください。左から順に、1年生が54.4パーセント、2年生が49.4パーセント、3年生が43.6パーセント、全体では49.0パーセントを見込んでいるものでございます。

以上でございます。

教 育 長 ただ今の説明に対して御質疑、御意見はありませんか。

船 尾 委 員 記憶なので、違ったら申し訳ないのですが、中学校の給食を保護者が望んでい

た理由として、どちらかというとも保護者の負担軽減というよりも、逆に、お昼に十分な栄養のある食事を食べられないという子供が多いのではないかというような配慮もPTA等でも、みられることがあって、そういったことも大きな理由の一つになると思うのですが、前々から、これが始まってそこら辺を解消できたのか気になっていたところなのですが、そういったところで何か気付いたことがあれば教えていただきたい。

上田 副部長 給食での栄養ということですがけれども、学校栄養摂取基準というのは、全てのカロリーとか、蛋白質を何グラム摂取するというのは決まっております。それに基づいて、今の9月から1月までは、全て順調にその基準値に沿って実施しております。栄養についても充分バランスが取れていると思います。

寺本 部長 船尾委員が言われたのは、食事が十分摂れていない子供はいないかということですね。

船尾 委員 そうですね。家庭の問題も含めてですね。

寺本 部長 私共もデリバリー給食が始まって、学校を回っているのですが、回って見る限り、報告を聞く限りでは、食事を十分摂れていない実態はないと思います。昼食につきましては、デリバリー給食か選択による持参弁当というのを基本で進めているので、そこらの心配は、今のところしていません。

教 育 長 そのほかにありませんか。

水野 委員 当初、アンケートで8割の方が希望しているということでしたが、実際、蓋を開けてみるとこういう状況で、1年してきて、80パーセントくらいになれば良いなと思われたのが、相変わらず、こういう数字で。少しずつ上がっていくという傾向はみられないのでしょうか。

上田 副部長 当初の9月の時点で、やはり45パーセント前後でした。それから、ずっと45パーセント前後で推移している状況があります。それで私どもも、なるべくたくさんの子供たちに食べて欲しいということで、小集団による試食会、それから、各学校へ教育委員会の職員が説明会に行きますと、保護者との距離が遠いということもありますので、年末に小学校の保護者懇談会で、担任から給食というのは、こんなものですよという説明をしていただきました。それから、1月の終わってから2月の初めにかけて、中学校で入学説明会がありまして、全校、職員が回りまして、お願いをしてまいりました。先ほど、御説明した今後の対応のところにもあるのですが、もう少し給食を知ってもらい必要があるなということで、これから、内容はまだ決めていないのですが、学校に相談しながらアンケートも取って子供たち食べやすい給食はどういうものかと、とにかく給食を食べてもらうには、どうしたら良いのかということは今後も続けていきたいと思っております。

教 育 長 平成25年度に、まだいつ始めるか分からない段階で、アンケートを取ってみたら今の8割程度だったと。段々と具体的になってきたときに、いざ子供の思いも含めていけば、現在まだ、5割に満たない。だが、先ほど報告があったように、新しく中学校へ入学をして来る子供達は、いくらか意識は、子供も保護者も高まっている、今後に期待しなければならないと思っております。

水野 委員 給食も始まって日にちもたちますし、少しずつ上がっていく方向に向かってほしいと思います。

教 育 長 ありがとうございます。ほかに御発言はございませんか。

- 香川委員 デリバリー方式ではないのですが、学校給食になっているところは、どのようになっているのでしょうか。状況は。
- 大世渡課長 デリバリー給食以外のところは、既存の共同調理場からの配送が3校、宮原中学校、警固屋中学校、下蒲刈中学校です。
- 香川委員 そこは、学校給食なので、全員、給食なのでしょう。お弁当を持って行ってもいいとはならないのでしょうか。
- 大世渡課長 全員が給食でございます。
- 教育長 ほかに御発言はございませんか。
- 森尾委員 増えない、増加しない原因、要因というのは、大体おつかみになっていると思うのですが、どういうのがあるのでしょうか。
- 上田副部長 アンケートを取った訳でもないですし、正確なものはつかめてないのですが、私たちも、いろいろな学校を回っております。現場も見ますし、校長先生方とか先生方にも意見を聞いておりますが、300円もらって、最近では市販で300円の弁当がありますから、300円の弁当は安いという意識が皆さんあります。300円というのは食材費だけで、作るお金は別にかかっておりますから、550円か600円の弁当になっております。そこら辺を、きちんと説明していく必要があるのかなと思います。スーパーに行くのと290円や300円からありますから、いい材料を使ってないのかというイメージがどうしてもありますので、そこら辺の給食の仕組みを理解されてないのが大きいと思いますので、「これは食材なんです」、「作るお金に関してはこういうふうに出しています」と、これから、給食の在り方というものを説明していきたいと思います。
- 船尾委員 今の中で難しい話を、保護者向けに説明するのも、それは、それで大事でありますけれど、分かりやすい形で、簡単な新聞にするとか、1年に1回給食新聞にするとかして、仕組みとか、これがいくらかかると、大雑把でも良いので、中学生が見ても分かりやすいものがあれば、大人も子供も理解できて、材料以外にもこんなにかかっているのだというのが、目で見える方がもっと広まりやすいのではないかと思います。
- 上田副部長 貴重な意見ありがとうございます。そういった意味でいいますと、食べない子供に対しても給食だより、いわゆるメニューも入っているのですが、A3で表には季節のこととか、もう一面にはメニュー、献立です。裏面には使っている材料、アレルギーとかに対してこういう材料を使っていますというのを、全生徒に配布しております。その一面にいろいろと給食についてPRしていくんですが、そういったところに、今言った仕組みなどを入れながら、みんなに分かってもらうようにしていきたいと思います。給食を食べている生徒だけではなく全生徒に毎月配布しておりますので、内容とかレイアウトを考えながら、読みやすい形を心がけていきたいと思います。
- 香川委員 私もよその学校で、世羅に行ったときのことなんです。子供が考えた弁当を募集しておまして、子供が考えたアイデアを弁当にしたものを私たちもそこでいただきました。そういうお弁当の日があって、弁当を学校に持って行っているんで、子供のお弁当の中からもいろいろなものを取上げたらよいのではないのでしょうか。
- 上田副部長 本当に貴重な提案をありがとうございます。平成28年度に実施するアンケート

では、子供たちの好きなものとか、栄養のことはあるんですが、とにかく食べてもらわなくてはいけないという思いがありますから、今言われた子供たちから献立を聞いてみるというのは、非常に有効だと思いますので、前向きに取り組んでいきたいと思います。

水野委員 小学校の時は全部が給食だから全員食べていますよね。それが平成28年4月の新一年生を見てみると、54.4パーセントに下がってきています。ここの格差はどのように考えたらよいのか。小学校の給食は全員が食べているのに、中学生になったらとたんにパーセントが下がってくる。この辺のところも優しくわかりやすく説明するとか、もう少し広報的なもので少しでも増えるように、本来なら100パーセントはいかないにしてもほとんどいかなければならない状況なのが、40パーセントも下がるというのは、いかがなものかと思うんですが、これはひとつよろしく頑張ってくださいと思います。

教育長 たくさん御意見をいただきましたが、ほかに御発言はありますか。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第10号 呉市野外活動センター（つつじが丘キャンプ場）の宿泊利用の休止について

教育長 次に、日程第9の報告第10号「呉市野外活動センター（つつじが丘キャンプ場）の宿泊利用の休止について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

清水課長 それでは「報告第10号呉市野外活動センター（つつじが丘キャンプ場）の宿泊利用の休止について」を御説明いたしますので、資料の25ページをお願いします。

本件につきましては、平成28年度から呉市野外活動センターの宿泊利用を休止するものでございます。

図でお示ししておりますとおり、呉市野外活動センターの近年の利用形態は日帰り利用が多く、宿泊利用は極めて少ない状況となっております。過去3年間を見ましても、表の右側になりますけれども、平成24年度は利用者数6,038人で、うち宿泊利用者数378人、8団体。平成25年度は利用者数6,721人で、うち宿泊利用者数241人、5団体。平成26年度は利用者数3,107人で、うち宿泊利用者数295人、6団体と宿泊利用者数は低迷しています。

ちなみに過去最高だった昭和61年度は、利用者数56,265人で、うち宿泊利用者数10,327人でございました。

こうした利用状況を踏まえまして、今後は、平成28年度から宿泊利用を休止することとし、日帰り利用の動向を見極めながら施設の在り方について検討していくこととしたものです。説明は以上でございます。

教育長 御質疑、御意見はありませんか。

船尾委員 ここが唯一、宿泊施設ではなく、キャンプ場のみですか。

清水課長 はいそうです。

船尾委員 キャンプ場のみの宿泊利用を休止ということは、キャンプ場はあるけどキャンプはできないと、日帰り以外泊まるキャンプはできない。また個人で勝手にやる

ことはだめですね。

清水課長 市の施設ですから、宿泊は休止し、なしということです。

船尾委員 二桁ぐらいなら分かるんですが、三桁の人間が利用しているので、せっかくの子供たちが体験できる場所があまりない中で、この人たちにとっては唯一の場所だったのではないかと思うんですが、何かそういった体験が出来なくなるのは寂しい気もするんですが、それがまた復活できることはないのでしょうか。

清水課長 利用する団体については、ある程度限られた団体だけが利用されているということで、毎年利用されている団体には、事前に個別に説明を行って、この資料の下側の代替施設を紹介するというので、現在利用されている団体については理解を得ていると聞いております。現時点では、減少傾向にありますので、休止ということになっておりまして再開は考えておりません。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第11号 寄附受納について

教育長 次に、日程第10の報告第11号「寄附受納について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

清水課長 報告第11号「寄附受納について」御報告させていただきますので、資料の27ページをお願いいたします。

本件は、安浦町在住の安本スミエ様から、呉市安浦図書館の図書資料整備に役立てて欲しいと寄附の申込みがございましたので、平成28年3月2日に受納したものでございます。

寄附の内容としましては、図書が合計438冊でございます。

内訳は、下記のとおり一般書123冊、児童書263冊、絵本36冊、紙芝居16冊でございます。

評価額は、100万円でございます。

なお、安本様からは、平成22年度に新築された呉市安浦図書館の図書資料のためとして、平成22年度に現金500万円、平成23年度からの5年間は、毎年度、図書を100万円ずつ寄附したいとの意向でございまして、本年度はその5回目、最終回に当たるものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 ただ今の説明に対して御質疑、御意見はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより秘密会の議題に入ります。

以上で定例会を閉会します。

(16:27)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 工 田 隆)

(委 員 森 尾 敬 介)

(委 員 水 野 良 行)

(平成28年3月22日定例会)